

## 平成30年第1回定例会 総務文教常任委員会審査記録（2日目）

- 1 日 時 平成30年3月2日（金） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第30号 荒川地区公民館建設（建築本体）工事の工事請負契約の締結について
- 4 出席委員（9名）
- |    |        |    |       |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 小杉武仁君  | 2番 | 木村貞雄君 |
| 3番 | 稲葉久美子君 | 4番 | 大滝国吉君 |
| 5番 | 三田敏秋君  | 6番 | 佐藤重陽君 |
| 7番 | 河村幸雄君  | 8番 | 鈴木好彦君 |
| 9番 | 鈴木いせ子君 |    |       |
- 5 欠席委員  
なし
- 6 委員外議員  
小杉和也君 竹内喜代嗣君 平山耕君  
小田信人君
- 7 地方自治法第105条による出席者  
なし
- 8 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 9 説明のため出席した者
- |              |        |
|--------------|--------|
| 副市長          | 忠 聡君   |
| 教育長          | 遠藤友春君  |
| 学校教育課長       | 木村正夫君  |
| 同課教育総務室長     | 伊藤浩君   |
| 同課教育総務室副参事   | 榎本治生君  |
| 同課学校施設係副参事   | 園部裕昭君  |
| 同課村上教育事務所長   | 今井雅仁君  |
| 同課荒川教育事務所長   | 大倉佳代君  |
| 同課神林教育事務所長   | 布川眞由美君 |
| 同課朝日教育事務所長   | 百武靖之君  |
| 同課山北教育事務所長   | 渡邊律子君  |
| 生涯学習課長       | 板垣敏幸君  |
| 同課課長補佐       | 加藤涉君   |
| 同課社会教育推進室長   | 太田秀哉君  |
| 同課社会教育推進室係長  | 山田美和子君 |
| 同課社会教育推進室係長  | 伊藤幸夫君  |
| 同課スポーツ推進室長   | 永田満君   |
| 同課スポーツ推進室副参事 | 土田孝君   |
| 同課文化行政推進室長   | 吉井雅勇君  |
| 同課文化行政推進室係長  | 竹内裕君   |
| 同課教育情報センター長  | 松田明君   |

同課教育情報センター副参事  
同課教育情報センター係長

宮 本 一 則 君  
石 田 百合子 君

10 議会事務局職員

局 長 小 林 政 一  
次 長 大 西 恵 子

(午前10時00分)

委員長(鈴木いせ子君)開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第15** 議第30号 荒川地区公民館建設(建築本体)工事の工事請負契約の締結についてを議題とし、担当課長(生涯学習課長 板垣敏幸君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

生涯学習課長 おはようございます。それでは、第30号議案 荒川地区公民館建設(建築本体)工事の工事請負契約の締結についてである。本案については、現在の荒川地区公民館の施設の劣化が著しいことから、同じ敷地内に新たに整備をするものである。入札に当たっては、2月6日に一般競争入札を執行し、同日加藤組・横井組・渋谷工務店特定共同企業体と5億9,400万円で仮契約を締結したものである。工事の概要については、資料の2に記載のとおりであるが、建築面積は1,693.33平方メートル、延べ床面積が2,281.38平方メートル、施設の概要としては、1階には図書室、学習室、キッズコーナー、会議室、多目的ホールを整備いたす。2階には会議室、適応指導教室、研修室、調理室などを整備する。以上、よろしくお願ひ申し上げます。

(質疑)

木村 貞雄 2階の関係なのだけれども、適応指導教室のこの面積はこれでいいのか。453.89平方メートルとなっているのだ。

生涯学習課長 こちらのほうには、ほかの面積も入っているということである。

木村 貞雄 終わる。

小杉 武仁 おはようございます。ここに平面詳細図についているけれども、イメージで言うとマナボーテのようなイメージでよろしいのか、大きさも含めて。

生涯学習課長 社会教育推進室長に答弁させる。

社会教育推進室長 一応基本構造体が鉄骨造ということで、見た目にはマナボーテと同じになる。ただし、つくりが2階建てであるということと、既存の多目的ホール、これをそのまま準用したような形で多目的ホールの大きなものを用意するので、見た目の形状的には違うものとなる。今の荒川の公民館が若干縮小されたような感じではあるのだけれども、鉄骨造のつくりとなると。外観上は、今のマナボーテの壁面と、ああいっただような感じで見られるという形になる。

小杉 武仁 わかった。今回の予算にも上がっているけれども、この工程を見ると来年の春竣工ということになっているけれども、同等にスケートパークも同じような時期に、あわせて学校の改修工事が恐らく夏休みを中心にことしの夏休みであったりとかという形で進んでいくのだと思うのだけれども、例えばその地元の業者さんがどちらも

入札しているよね、スケートパークもこちらも。となると、その下請さんも地元の方が多くなると思うけれども、非常に仕事が混雑するような状況になってくると思う。その辺の元請さんとの話し、協議というのはどのような形で行われているか。

社会教育推進室長 このたび議決をいただいた後に、直ちに設計業者と元請の業者と協議に入らせていただく。その段階で工程の確認をして、下請業者も含めて全て工程どおりいけるかという確認をとる。その上で、元請業者さんなりがほかの事業等踏まえて業者さんの間で全体工程を組むという形になるので、私どもとしては、この計画上で進むものと考えている。

小杉 武仁 できる限り、よく地元の物件は地元の方という話も議会のほうでも出るし、提案もしているのだから、一番大事なのがやっぱりその工程になると思う。随分重複するような、重なってくるような工程が見受けられるので、その辺も元請さんのほうに一言でも二言でも話を行政側からもしていただければと思うので、よろしく願います。

社会教育推進室長 ご意見ありがとうございます。私どもも、この後実際の工事に入ると工程会議が恐らく長くても3週間に1度程度はあるので、その都度お話ししていきたいと思うので、ご理解くれ。

三田 敏秋 今との関連なのだけれども、既存の公民館は当然今計画の公民館が完成後にやるのだらうけれども、駐車場云々ということで聞いているのだけれども、そのことをまず教えてくれ。

社会教育推進室長 工事期間中の駐車場については、正直言って利用者の方にはかなりご不便をおかけするものとなる。今一番ちょっと懸念材料が大型車両、工事車両の出入りの部分をどうするかということになっている。県道に側した面から進入するととなると、当然のことながら利用者の方にはご不便をかける。ただし、この左側のほうにどうか、南側のほうに十字路があって、そちらのほうから入る進入路もあるので、そこを含めて現在検討をしている。請負業者のほうと若干詰めさせていただいている。

三田 敏秋 この既存の公民館の解体は、その後すぐやるわけか。

社会教育推進室長 新しい建物が竣工次第、入札等の手続を経て速やかに解体工事に入りたいと考えている。

三田 敏秋 これは解体後は駐車場か。

社会教育推進室長 そのとおりである。

三田 敏秋 そうすると、今この既存の公民館の左側からの進入で工事車両を入れるというような話だけれども、ここふだんあいていないよね。

社会教育推進室長 済みません、若干説明不足であった。大型車両が入る場合は、こちらの県道のほうからも入る必要があるのだから、こちらのほうを重点的になる。なお、今お話ししたもう一つ塞がっているところになるのだけれども、こちらのほうについては、工事に入る際には開放して進入できるようにしたい。また、この周辺にも駐車帯を設けたいというふうを考えている。

三田 敏秋 常々思っているのだけれども、この左側のところが閉鎖されているのだけれども、あそこを開放しておくとも非常に皆さん利便性が高いと思うのだけれども、安全上の問題か何かで閉鎖しているのか。

社会教育推進室長 既存の公民館については、県道から向かって右側のほうに公民館の主な玄関になる。それで、車で来られる方がほぼほぼこの正面のほうに駐車されると。そうすると、今言われている既存の公民館に向かって左側の進入路に関しては、あけてお

くと他の違法駐車というか、不法駐車等があるので、現在のところは閉めているということである。

三田 敏秋 これ既存の公民館が駐車場になると、多分商工会のほうが悪関だと思うので、裏のほうの駐車場のスペースが非常に大きくなるよね。

社会教育推進室長 裏面のほうが大きくなる。

三田 敏秋 そうすると、新しくできる公民館だとやっぱり裏口というか、通用口が確保されると非常に利便性あると思うのだけれども、そういう設計になっているか。

社会教育推進室長 このたびの議案の資料の3-1をごらんいただけるとわかるのだけれども、新規の建物の計画建物がある。こちらの北側の部分というか、北東部分になるのだけれども、こちらのほうに階段状のものがある。こちらのほうは、バリアフリーにも配慮した入り口をかなり大きくとっているので、裏側からの進入もスムーズに行けるようにしている。

三田 敏秋 終わる。

佐藤 重陽 今さらという質問になるのかもしれないけれども、この既存公民館というのは、工事が始まる時点ではこれはもう全然活用今できないことになるよね。

社会教育推進室長 既存公民館については、新しい建物建設中には稼働の予定だ。

佐藤 重陽 私言いたかったのは、もしこれを活用しないことにするのであれば、本当にその敷地の活用の仕方として今計画しているところに建物建てることでいいのかなというふうにちょっと思ったのだけれども、使いながら建てる、ということなのだね。わかった。

鈴木 好彦 ささいなことなのだけれども、仮契約書が2月6日に作成されている。この後差し替えということであるけれども、このここにある書類というのは、これ原本をコピーしたものなのだろう。

社会教育推進室長 こちらについては原本の写し、同様のものを作成したものを議案として載せている。

鈴木 好彦 原本の写し。

社会教育推進室長 はい。

鈴木 好彦 そうなると、相手側に対してもこれまた判の押し直しを要請するわけだね、収入印紙も含めて。

社会教育推進室長 相手方についても私どものほうについても、訂正したもので了承を得ているというものになる。

鈴木 好彦 いい。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第30号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（鈴木いせ子君）閉会を宣する。

(午前10時14分)